

○財務省告示第百二十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十五年三月二十一日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年四月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第九

回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第四条第一項及び財政  
運営に必要な財源の確保を図る  
ための公債の発行の特例に關す

三 振替法の適用 第一号）第二條第一項及び第四條  
社債、株式等の振替に關する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。  
の適用を受けるものとし、その  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）の価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、価格競争入札において

定められた利率をその利率とし、  
価格競争入札において募集  
の決定を受けた各申込みの応募  
価格を募入額により加重平均し

て得られる価格をその発行価格  
とし、価格競争入札において募集  
の決定を受けた各申込みの応募  
価格を募入額により加重平均し

て得られる価格をその発行価格  
とし、価格競争入札において募集  
の決定を受けた各申込みの応募  
価格を募入額により加重平均し

て得られる価格をその発行価格  
とし、価格競争入札において募集  
の決定を受けた各申込みの応募  
価格を募入額により加重平均し



十 イ	十 一	九	八	ハ	ロ	イ	七	ハ	ロ												
発 行 格 競 争	行 行 価 格	振 替 単 位	最 低 額 面 金	争 入 札 発 行	非 格 競 入	者 第 I 加	特 別 参 加	国 債 市 場	札 発 行	非 格 競 入	入 札 発 行	争 入 札 発 行	非 格 競	者 第 I 加	特 別 参 加	国 債 市 場	札 発 行	非 格 競 入			
額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 九 円 八	平 成 二 十 五 年 三 月 二 十 一 日	す の 額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る 最 低 額 の と	五 万 円					二 千 百 五 十 七 億 八 千 四 百 万 円	二 十 七 億 八 千 七 百 七 十 一 万 円	二 十 七 億 八 千 七 百 八 十 億 二 千 九 百 九				二 千 百 六 十 億 円	ず の 額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る 最 低 額 の と	財 政 法 第 四 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い	て 、 額 面 金 額 で 二 十 二 億 九 千 万	て 、 額 面 金 額 で 二 十 二 億 九 千 万	財 政 法 第 四 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い	て 、 額 面 金 額 で 二 千 百 六 十 億 円	四 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 發 行 し た 利 付 國 債 に つ い て は 、 額 面 金 額 で 九 千 九 億 三 千 八 十 五 万 円

口

十三二  
の経利発競 I 加場び札非 入  
払過 行争非者特国発競 札  
込利 入 争 者 特 国 発 競 札  
み子 札 格 第 参 市 及 入 行

十九錢以上のそれぞれの応募価  
格十九錢  
額面金額百円につき九十九円九  
十銭

(一) 年〇・一パーセント  
は、払込金額に加え、次の算式  
により算出した金額を第二十  
号に規定する期日に払い込む  
ものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 365}$$

十四  
初期利子

(二) 発行時において、その利子に  
係る所得税が源泉徴収されるも  
のとして振替口座簿中の口座に  
記載又は記録されるものについ  
ては、前記(一)の算式により算出  
した金額から当該金額に百分の  
二・三・一五を乗じた金額(た  
だし、当該国債を発行したとき  
て取得する者が非居住者又は外  
国法人である場合は、前記(一)  
の算式により算出した金額に当  
該非居住者又は外国法人が適用  
を受ける所得税の税率を乗じた  
金額)を控除することができる。  
平成二十五年九月二十日を支払

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限

平成二十五年三月二十一日

財務大臣から通知を受けた者

日本銀行

額面金額百円につき百円

平成三十年三月二十日

利子を支払う。

て、その日以前六月間に属する

を、支払期とし、各支払期において

毎年三月二十日及び九月二十日

後第二期利息

期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$